

自転車安全利用五則

自転車は「車の仲間」です。ルールを守り安全な運転を！

1 自転車は、

車道が原則、

歩道は例外※

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。
※歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転する時など一部例外があります。



2 車道は

左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

安全ルール

3 歩道は

歩行者優先で、

車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4

を守る

- 飲酒運転は禁止 ● 二人乗りは禁止 ● 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯 ● 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

5

子どもは

ヘルメット

を着用

児童・幼児の保護者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

